

告 示

埼玉県告示第千三百二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三―三八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市堀米字城北四百六十一番九 外二十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百四十八立方メートル